

「被災された労働者」と「そのご遺族」の皆様へ

労災保険制度のご案内

労働者の方が“**工作中**”や“**通勤中**”に

地震や津波により建物が崩壊したこと等が原因となって**被災された場合**にはご本人やご遺族の方は『**労災保険**』による**給付**（治療や投薬、遺族年金/一時金など）を受けられます

労災保険制度は全ての労働者に適用されます

- ◎ 労災保険制度は、国が使用者に代わって災害補償を行うもので、臨時・パートを含む全ての労働者の方に適用されます。

労災保険の保険給付について

- ◎ この度の地震や津波が原因で被災された場合、亡くなられた場合にも、労災保険制度が適用されます。
- ◎ 労災保険制度は、労働者の方が、仕事や通勤によって生じた負傷、疾病、障害、死亡等に対して、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償等を行います。

行方不明の場合の特例が創設されました

- ◎ 特例措置とは、東日本大震災による災害により 3 か月間生死がわからない場合、又は死亡が 3 か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合は、平成 23 年 3 月 11 日にその方が死亡したものと推定するというものです。

労災保険への請求方法について

- ◎ この度の震災によるケガや死亡等に関する労災請求は、“全国のすべての労働基準監督署”で受け付けております。
- ◎ 労働局が実施する出張相談等の場でも請求書を受け付けております。
- ◎ 医師や事業主の証明を受けられない場合でも請求書を受け付けるとともに、ケガ

の治療や投薬については、所定の請求書が入手できない場合であっても、「任意の様式」により医療機関で手続きができます。

【労災保険 Q & A】

Q 工作中に地震や津波に遭遇して、ケガ（死亡）をしたのですが、労災保険の給付を受けられますか。

A 工作中に地震や津波に遭い、ケガをされた（死亡された）場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

Q 具体的にどのような保険給付を受けられるのでしょうか。

A 治療や投薬に係る給付をはじめ、お亡くなりになった場合には遺族年金又は一時金、療養のために仕事に行けない日は賃金の約8割に相当する給付、障害が残った場合には障害年金又は一時金などがあります。

なお、「どのような給付があるのか」「いくらくらいなのか」を記載したパンフレットをご用意しておりますので、労働局又は監督署の職員にお尋ねください。

Q 夫は船員で、船舶に乗り込んで仕事をしている最中に津波に遭い、船が転覆し亡くなりました。労災保険の給付を受けられますか。

A 船員が船舶で工作中に津波に巻き込まれ被災された場合には、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q 工作中に地震にあって、会社のある地域に避難指示が出たので避難している最中に津波によりケガをした（死亡した）場合は、労災保険の給付を受けられますか。

A 工作中に地震があり避難することは、仕事に付随する行為となります。

したがって、津波に限らず、避難行為中に怪我をされた場合は、通常、業務災害として労災保険給付が受けられます。

Q 工作中に津波にあって未だ行方不明の場合、行方不明の方の家族は労災保険の請求はできるのでしょうか。

A 今回の特例により、東日本大震災による災害により行方不明となり、その方の生死がわからない場合でも、労災保険の遺族年金又は一時金の請求ができることとなりました。

なお、民法の規定により行方不明となった時から一年後に死亡とみなされた場合にも、同様の請求ができます。



詳しいことは、

[岩手労働局労災補償課] 又は [最寄りの労働基準監督署] までお尋ね下さい。

電話 岩手労働局労災補償課 019 - 604 - 3009